

## 環境影響評価書

# 八王子ニュータウン整備事業

昭和 60 年 10 月

東 京 都

## I. 総括

### I・1 事業者の氏名及び住所

#### (1) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

氏名 東京都知事 鈴木俊一

住所 東京都千代田区丸の内3丁目5番1号 電話 03-212-5111

#### (2) 事業予定者

##### ① 土地区画整理事業

氏名 住宅・都市整備公団 首都圏都市開発本部

開発本部長 甲賀不二夫

住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号 電話 03-354-3611

##### ② 道路の建設

未定

### I・2 対象事業の名称

八王子ニュータウン整備事業

① 南八王子土地区画整理事業（対象事業の種類：土地区画整理事業）

② 都市計画道路 2・1・9号線建設事業（対象事業の種類：道路の新設）

### I・3 対象事業の内容の概略

本事業は、八王子市宇津貢町、片倉町、小比企町及び大船町にまたがる約392.5haの区域において実施する新市街地開発事業である（図I・3-1参照）。計画戸数は約7,400戸、計画人口は約28,000人を予定している。

快適で利便性のある生活環境を実現するため、当該事業により、地域の現況や歴史を活かしながら道路、公園等の都市基盤整備を行い、同時に、小・中学校用地、センター用地等を確保する。また、市街地の活動性を高めるため、誘致施設用地を確保する（表I・3-1参照）。

都市計画道路 2・1・9号線は、日野市方面と八王子市館町方面を連絡する都市

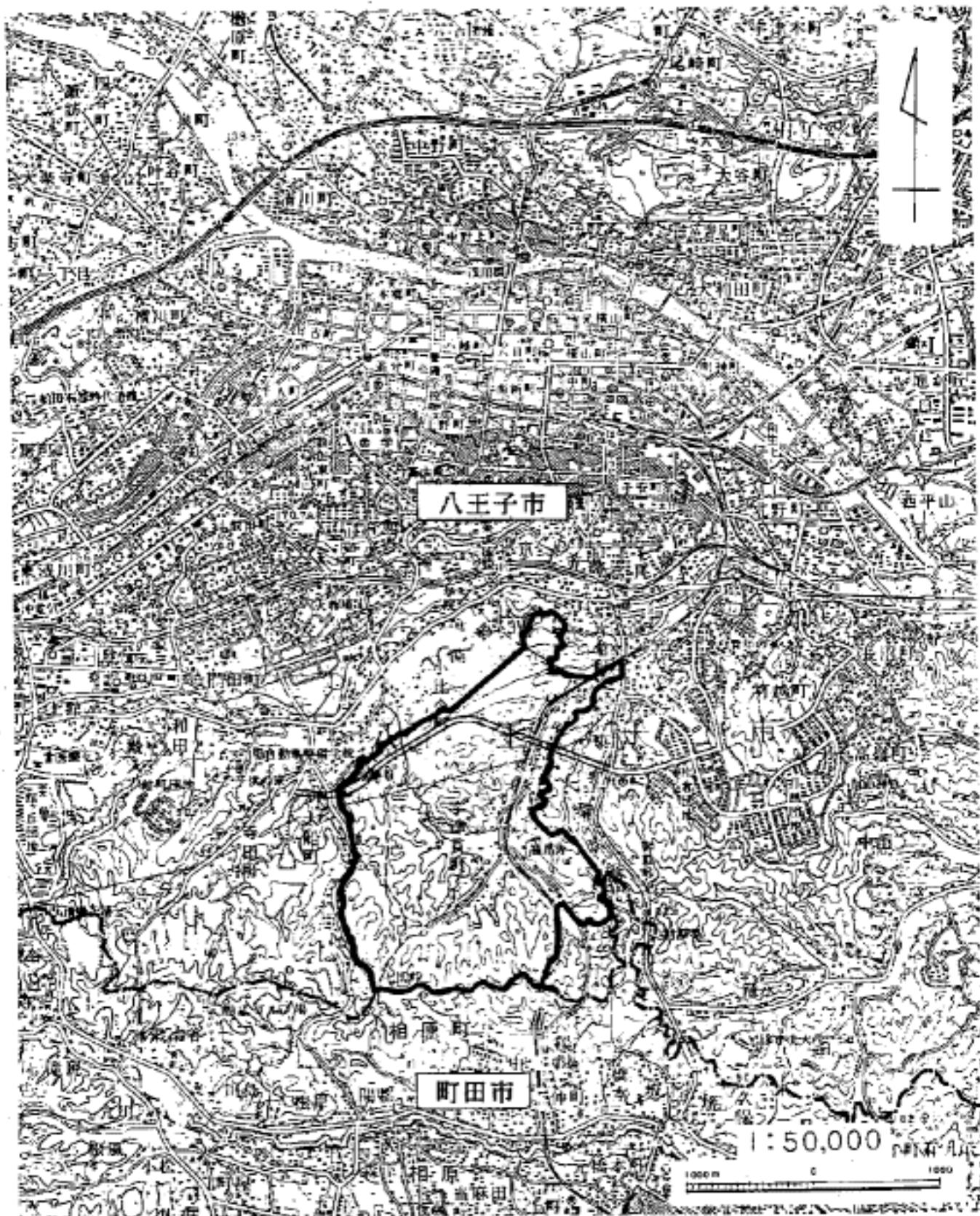


図 I・3-1 事業計画区域位置図

## 凡 例



事業計画区域

幹線道路で、すでに都市計画決定されているが、交通の円滑化を図り健全な市街地の発展に寄与するため、一部区間について、線形等の変更を行う（表 I・3-2 参照）。

表 I・3-1 南八王子土地区画整理事業の計画概要

開 発 区 域 面 積			約 392.5ha
利 用 区 分	主たる公共施設	道 路	約 64.0ha
		公園緑地	約 94.0ha
	教 育 施 設	学 校 (6校)	約 18.0ha
		幼稚園 (6園)	約 2.0ha
	住 宅 地	独立住宅	約 107.0ha
		集合住宅	約 43.0ha
	誘致施設		約 36.5ha
	そ の 他		約 28.0ha

表 I・3-2 都市計画道路 2・1・9号線建設事業区間の概要

旧計画	幅員 (m)	区間長 (m)	新計画	幅員 (m)	区間長 (m)
	18	約 2,600		22	約 2,800

## 1・4 環境に及ぼす影響評価の結論

予測・評価項目	結論の概要
1. 大気汚染	<p>造成工事中の粉じんの発生については、法面保護、緑化等の対策を講ずるので、周辺地域への影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における自動車走行による二酸化窒素と一酸化炭素の予測濃度（98%値もしくは2%除外値）は、都市計画道路 2・1・9号線（4車線）の各予測地点※の道路端で、0.0457ppm, 3.397ppm（A地点北側及び南側），0.0460ppm, 3.400ppm（B地点北側），0.0466ppm, 3.405ppm（B地点南側），0.0455ppm, 3.395ppm（C地点北側及び南側）であり、それぞれ環境基準の範囲内であるので影響は小さい。</p> <p>※ A地点：八王子市大船町86番地地先      B地点：八王子市小比企町3220番地地先      C地点：八王子市片倉町2015番地地先</p> <p>なお、土地区画整理事業区域内の他の道路は、日常生活に必要不可欠な2車線以下の規模のものであり、一般的には環境に著しい影響を及ぼすおそれないと考えられる。参考までに住居系及び商業系の最も影響が大きいと考えられる各1地点での予測濃度は、道路端で二酸化窒素 0.0477ppm, 0.0472ppm，一酸化炭素 3.415ppm, 3.410ppm である。</p>

予測・評価項目	結論の概要
2. 水質汚濁	<p>造成工事中における降雨時の土砂、浮遊物質の流出については、沈砂池等の予防措置を講ずるので、下流への影響は小さいものと考えられる。なお、事業完了後は、下水道が整備されるので影響は小さい。</p>
3. 土壌汚染	<p>事業計画として、土壤汚染が発生するような施設が無いので、土壤汚染の心配はない。</p> <p>廃棄物の投棄歴を有する場所で「公有地取得に係わる重金属等による汚染土壤の処理基準」に定める基準濃度以上の亜鉛を含有する土壤が確認されたが、地下水への溶出はない。また、事業計画上、現状の覆土状態を維持することとし、施工上も配慮するので、土壤汚染の恐れはなく、影響はないものと考えられる。</p>
4. 騒音	<p>建設作業騒音については、騒音規制法に定める特定建設作業に該当する機械は使用しない。また、建設作業騒音の影響が最も大きいと予測される地点の予測値が、東京都公害防止条例の勧告基準を下回るので、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における朝7時～8時の道路交通騒音は、都市計画道路2・1・9号線の各予測地点の道路端で、56.4ホン（A地点南側）、56.3ホン（A地点北側）、57.4ホン（B地点南側）、56.4ホン（B地点北側）、53.1ホン（C地点北側及び南側）である。A地点</p>

予測・評価項目	結論の概要
	<p>及びB地点では時間帯によって環境基準を上回るが、その時間帯は限られており、かつ、若干上回る程度であるので、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>なお、土地区画整理事業区域内の他の道路は、日常生活に必要不可欠な2車線以下の規模のものであり、一般的には環境に著しい影響を及ぼすおそれはないと考えられる。参考までに住居系及び商業系の最も影響が大きいと考えられる各1地点での予測値は、道路端で各々最大58.5ホン、57.1ホンである。</p> <p>主要な道路には街路樹を設置し、沿道環境の向上に努める。</p>
5. 振動	<p>建設作業振動については、振動規制法に定める特定建設作業に該当する機械は使用しない。また、建設作業振動の影響が最も大きいと予測される地点の予測値が、敷地境界で、東京都公害防止条例の勧告基準を若干上回るが、敷地境界付近に重機械が集中しないよう、施工にあたっては十分留意するので、影響は小さいものと考えられる。</p> <p>事業完了後の昭和75年時点における朝7時～8時の道路交通振動の予測値は、都市計画道路2・1・9号線の各予測地点で、46.3dB（A地点）、48.0dB（B地点）、44.1dB（C地点）となり、振動規制法による道路交通振動の基準値を満足するので影響は小さいものと考えられる。</p>

予測・評価項目	結論の概要
	<p>なお、土地区画整理事業区域内の他の道路は、日常生活に必要不可欠な2車線以下の規模のものであり、一般的には環境に著しい影響を及ぼすおそれないと考えられる。参考までに住居系及び商業系の最も影響が大きいと考えられる各1地点での予測値は、道路端で各々最大51.3dB, 48.0dBである。</p>
6. 陸上植物	<p>事業計画区域の樹林地・草地の約78%が改変されるが、約22%（約70ha）が保存され、さらに約80haの区域が緑被地として復元される。</p> <p>八王子市指定天然記念物であるスダジイをはじめ、注目すべき植物については、可能な限り残存緑地に取り込み、また、造成計画上、生育地が失われるものについては、出来る限り移植を行う計画である。</p> <p>したがって、植物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>
7. 陸上動物	<p>樹林型の動物群の生息域は減少するが、主要な生息域である事業計画区域南側の尾根部及び片倉城跡公園一帯が現況として残る。</p> <p>また、注目すべき動物は、事業計画区域南側や計画区域周辺の樹林地等での生息が可能であると考えられる。</p> <p>したがって、陸上動物への影響は最小限に止められるものと考えられる。</p>

予測・評価項目	結論の概要
8. 水生生物	<p>造成工事中、降雨時に造成地から浮遊物質が発生するが、一過性であり、かつ沈砂池等の予防措置を講ずるので、河川等水生生物の生息環境は維持できるものと考えられる。</p> <p>事業完了後は、盛土される谷戸部の水路に生息する水生生物は消滅するが、兵衛川に棲む水生生物の生息環境は、下水道が整備され汚水の流入がなくなるため改善される。</p> <p>ゲンジボタルについては、生息域を新たに設けることにより、復元に努める。</p> <p>したがって、水生生物への影響は、小さいものと考えられる。</p>
9. 地形・地質	<p>学術上あるいは景観上重要な地形・地質はない。</p> <p>宅地造成等規制法に基づき施工し、長大法面が生ずる箇所においても所要の安全率が確保できるため、影響はないと考えられる。</p> <p>事業計画区域及びその周辺に地下水涵養域が現況として残るので、造成工事等による区域外の不圧地下水への影響、兵衛川流況への影響は、最小限に止められるものと考えられる。</p>

予測・評価項目	結論の概要
10. 史跡・文化財	<p>八王子市指定の天然記念物であるスタジイは、緑地の中に保存するので問題はない。</p> <p>埋蔵文化財については、文化財保護法に基づいて現況保存もしくは記録保存するので、適切に措置される。</p>
11. 景観	<p>縁辺部が緑地として残り、造成法面も緑化されるため、周辺からの景観の変化は最小限に止められるものと考えられる。</p> <p>また、公園緑地率が高く、縁辺部の残存緑地、復元緑地等の修景緑地により、周辺景観と調和した市街地になるものと考えられる。</p>

## I・5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表 I・5-1 のとおりである。

表 I・5-1 修正の概略

修正箇所		修正事項	修正内容及び修正理由
V 現況調査・予測・評価	V・1 大気汚染	評価	区域内の主要地点における事業完了後の影響について具体的に記述した。
	V・2 水質汚濁	調査結果	11月（秋）、1月（冬）の調査結果を追加した。
		予測結果	調整池等について、具体的に記述した。
	V・3 土壌汚染	予測結果	投棄土の流出、崩壊防止対策を追加した。
	V・4 騒音	評価	区域内の主要地点における事業完了後の影響について具体的に記述した。
	V・5 振動	評価	区域内の主要地点における事業完了後の影響について具体的に記述した。
	V・6 陸上植物	予測結果	注目すべき草本植物の移植及び緑の量の変化の事例について記述を加えた。
	V・7 陸上動物	調査結果	昭和59年7月～昭和60年1月までの調査結果を追加した。
		予測結果	動物の移動過程と緑の連続性について記述を追加した。

修正箇所		修正事項	修正内容及び修正理由
V 現況調査・予測・評価	V・8 水生生物	調査結果 予測結果 評価	谷戸部水路の水生生物について記述し直した。 谷戸部水路の変化、ホタルの復元について記述を追加した。 上記に伴う記述を追加した。
	V・9 地形・地質	予測結果 評価	円弧すべり及び不圧地下水への影響等について具体的に記述した。 上記に伴う記述を追加した。
	V・11 景観	予測結果 評価	長大法面の出現による景観への影響について記述を追加した。 上記に伴う記述を追加した。
VII. 環境保全のための措置		水質汚濁 土壤汚染 騒音 史跡・文化財	工事中の流出量の監理について記述を追加した。 汚染土壤の将来の保全措置について記述を追加した。 主要な道路に街路樹設置の記述を追加した。 工事中の措置について記述を追加した。